

高浜市やきものの里かわら美術館不用品売払い実施要領

1 売払い物品 別紙「売払い物品一覧」参照

2 売払いの概要とスケジュール

見積合わせ（随意契約）により売払います。（高浜市契約規則第 23 条 1 項）

(1) 参加申込み

10月31日（月）17時までに、担当窓口まで直接お越しいただくか、市公式ホームページより様式1「高浜市やきものの里かわら美術館不用品売払い参加希望書兼誓約書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAX、またはEメールでお申し込みください。（FAXやEメールの場合も、いき違い防止のため電話にてご一報ください。）

【担当窓口】高浜市こども未来部文化スポーツグループ（いきいき広場3階）

電話 0566-52-1111（内線331） FAX 0566-52-8188

Eメール bunka@city.takahama.lg.jp

(2) 見積合わせの場所と日程（売払い実施日）

〈場所〉 高浜市やきものの里かわら美術館（青木町9-6-18）2階陶芸創作室

〈日時〉 11月5日（土）10時30分～正午

- ①会場への入の際は、様式1「高浜市やきものの里かわら美術館不用品売払い参加希望書兼誓約書」等により参加者の確認をさせていただきます。
- ②物品をご覧いただき、購入希望物品がある場合は、当日会場で様式2「見積書兼誓約書」（以下「見積書」という）を記入の上、提出していただきます。
- ③当日13時30分に、会場にて、有効な見積書のうち契約基準価格以上の価格を見積もった方で、最も高い価格を見積もった方を買受人として決定します。
- ④当日13時30分～16時の間に、買受人となった方は、買い受ける物品の代金を会場にて支払い、物品を引取ります。

3 物品情報の事前公開と見積合せ参加について

(1) 市公式ホームページでの物品情報の公開

①期間 10月22日（土）～10月31日（月） 10日間

②公開する場所 高浜市公式ホームページ（文化スポーツグループのページ）

(2) 参加についての注意事項

ア 物品の説明会はありません。現物を会場にて確認し、現状有姿での引き渡しとなります。電話等での問い合わせもご遠慮下さい。なお、いずれも陶芸の粘土や釉

薬が付着している状態であることをあらかじめ理解してください。

- イ 物品を直接確認し、本実施要領に承諾した方のみ、見積合わせに参加することができます。
- ウ 見積書（様式2）は、高浜市公式ホームページからダウンロードして持参してください。
- エ 見積書の提出は、前記（2）の日程で、会場のみで受け付けます。それ以外の日程、及び郵便・FAX・電子メール等による見積書の提出はできません。見積書は物品1件（1種類）につき1枚提出してください。
- オ 複数個あるものは1個〇円×〇個と記入してください。ただし、単価で比較して高額な方、また、単価が同額であればより多い個数を希望する方を優位とします。見積り物品の数量制限はありません。
- カ 見積金額は契約基準価格以上を見積もってください。契約基準価格は別紙「売払い物品一覧」の契約基準価格（消費税および地方消費税含む。）の欄のとおりで、見積金額は1円単位です。契約基準価格を下回る見積は無効です。

(3) 見積合わせ参加申請に必要な書類（会場で必要なもの）

① 様式2 「見積書兼誓約書」（見積書） ※物品ごとに提出が必要

② 氏名、商号・代表者氏名が確認できる書面

ア 個人の場合：本人であることが確認できるものの写し1通（自動車運転免許証・保険証など公の機関が発行したもの）、市外在住の方は「納税証明書」1通
※あらかじめコピーして持参してください。提出できない場合は会場への入場及び見積合せに参加できません。

※高浜市に住民登録がある方は本件に限りこちらで市税情報の確認をさせていただくことに同意してください。（様式1）

イ 法人の場合：登記事項証明書の写し（高浜市が所管する物品・工事いずれかの業者登録名簿に登録のある場合は不要）

③ 印章（はんこ）：当日、見積書に押印、金額以外を訂正する場合

(4) 見積合せ参加資格（次に掲げる要件のすべてを満たしていること。）

- ① 契約を結ぶ能力を有しない者（未成年等）および破産者で復権を得ていない者でないこと。
- ② 高浜市工事等請負契約に係る入札参加停止取扱要綱にもとづく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 見積日から引き取り日までのいずれの日においても、市税又はその延滞金に滞納がない者。
- ④ 高浜市暴力団排除条例第2条にもとづく暴力団、暴力団員又は暴力団員等でない者。

(5) 見積りの無効

見積合せ参加資格のない方による見積りおよび見積り条件に反した見積りは、無効とします。

4 買受人の決定と契約

(1) 買受人の決定

当日有効な見積書のうち予定価格以上の価格を見積もった方の中から、最も高い価格を見積もった方を買受人として決定します。(複数個あるものは1個○円×◇個と記入。ただし、単価で比較して高額な方、また、単価が同額であればより多い個数を希望する方を優位とします。) 同価格の見積りをした方が2者以上いる場合は、くじによって買受人を決定します。複数個あるもので1回目の見積合せ後に残数が出た場合は、状況により再度見積合せを行います。

(2) 見積合せ結果の確認方法

当日11月5日(土)13時30分を目途に、各物品の売払い金額と、買受人として決定した方の整理番号を会場にて貼り出します。

※結果は後日HPにも掲載します。

(3) 契約の締結と代金支払い

買受希望者による見積書の提出を契約の申込み、市による買受人決定通知をもって契約の承諾(成立)とし、契約書は省略します。

(4) 契約保証金

高浜市契約規則第32条(5)の規定により免除します。

5 代金の支払いと物品の引取り

(1) 代金の支払い

当日11月5日(土)13時30分より、会場にて、物品の引き渡し前に現金で納入してください。(釣銭が不要となるようにご協力ください。) お支払いは現金のみです。

(2) 物品の搬出

当日11月5日(土)、代金の支払いを済ませた方から搬出可能です。車両の手配などの事情により当日の搬出が困難な方は、改めて日程を設定しますが、11月10日(木)までには搬出が完了できるようにご予定下さい。その場合も代金は見積合せ当日の支払いとなります。

(3) 物品の引き取りにかかる注意事項

物品は現状引き渡しとし、搬出の作業中に破損した場合を含め、引き渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての返金および補償、物品の返品等は一切受け付けません。引き渡しは会場で行い、運搬等の一切の費用および手続きは買受人の負担となります。

(4) その他

①当日はマスクを着用して来場してください。参加される方には体温検査を実施し

ます。体調のすぐれない状態での参加はご遠慮ください。

- ②古物商営業法第2条第2項第1号又は第2号に該当する者が、転売目的で買受ける場合、古物営業法上必要な資格を有するとともに関係法令を遵守すること。また、売却の際は高浜市が所有していた履歴があきらかとなる表示類を抹消すること。
- ③買受けた品は適切に使用・処分するものとし、不法投棄等違法行為は行わないこと。
- ④売払い対象物品情報のホームページでの公開後、公用又は公共の用に供する等の事情が生じた場合は、売払い対象から除外することがあります。

6 問合せ先

高浜市こども未来部文化スポーツグループ（いきいき広場3階） 担当：山本、田中

電話 0566-52-1111（代表） 内線 331

Fax 0566-52-8188 Eメール bunka@city.takahama.lg.jp